

主な記事

- 企業グループ間の保存文書の整備案 2面
- 質疑応答事例を更新 2面
- 所得税の追徴税額が過去最高 3面
- 幹部に聞く・武田審議官(国際等担当) 4面

週内にも与党税制改正大綱を取りまとめ

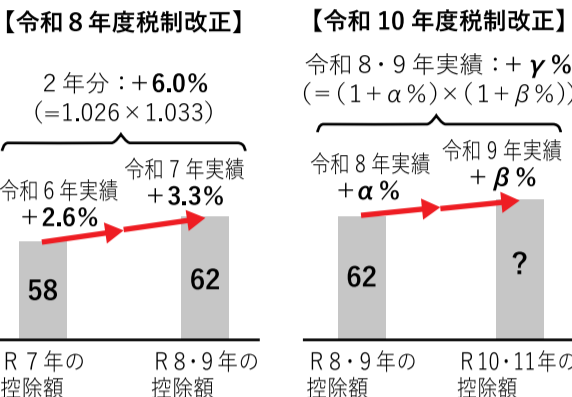
自民党税制調査会(小野寺五典会長)は11日、同党本部で小委員会を開き、政策的問題として検討するとされていた事項などについて議論した。そのうち、週内にも令和8年度税制改正大綱を取りまとめるもよう。

大企業等向けの賃上げ税制は廃止

基礎控除の物価に連動して反映しつつ、源泉徴収義務者等の事務負担調整で対応する。基礎控除は、原則全ての納税者に適用されるもの

基礎控除は物価連動で2年ごとに見直し

基礎控除の物価に連動した引上げルール(案)



令和8年度税制改正では、令和7年の控除額58万円に、令和6・7年のCPI(総合)の上昇率を乗ずることで、R8・9年分所得に適用される控除額を算出

令和10年度税制改正では、令和8・9年の控除額62万円に、令和8・9年のCPI(総合)の上昇率を乗ずることで、R10・11年分所得に適用される控除額を算出

※CPI(総合)の上昇率について、「令和7年」とは、R5.11-R6.10平均~R6.11-R7.10平均の上昇率を意味する。
(自民税調の資料をもとに作成)

給与法改正案

駐車場利用の通勤手当を新設へ

非課税限度額も再見直しの見込み

政府は8日、一般職の職員の給与に関する法律(給与法)等の改正案を閣議決定し、国会に提出した。今国会での成立を目指す。改正案では、一般職の国家公務員を対象に、令和7年人事院勧告を反映して今年4月に遡って給与を引き上げるほか、通勤に自動車等を使用している人の通勤手当の額を引き上げることを予定している。

また、来年4月から、追加で引き上げることや通勤の際に自らの負担で外部の駐車場を利用している人を対象に、

用している人を対象に月額で最大5000円の駐車場等に係る通勤手当の新設することを盛り込んでいる。

なお、7年人事院勧告を踏まえ、国家公務員に限らず、民間も含めて自動車等で通勤している人に係る通勤手当の非課税限度額を引き上げる改正案は、通勤手当の追加引

(11月24日号1面参照)、今年4月1日以後に支払われるべき通勤手当に遡って適用されている。

同改正所得税法施行令には、来年4月からの通勤手当の追加引上げや駐車場等に係る通勤手当の新設は反映されていないが、自民党税制調査会の議論で

読みたい記事がすぐに見つかる

税のしるべ電子版

<https://shirube.zaikyo.or.jp>

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03(3829)4141(代)
FAX 03(3829)4001
URL <https://www.zaikyo.or.jp>

の適時の引上げの具体的な方策について、消費者物価指数(総合、CPI)を用いて一定のルールを示すとともに、賃上げ促進税制については、大企業向けの措置を廃止することとした。自民税調では今後も会合を重ね、週内にも令和8年度税制改正大綱を取りまとめるもよう。

これにより、国民民主党が主張する「178万円」に近づける。極めて高い水準の所得に対する負担の適正化の見直しでは、税負担の公平性の確保の観点から、特別控除額を現行の3億3000万円から1億6500万円に引き下げるとともに、税率を現行の22.5%から30%に引き上げることで、9年分の所得から適用する。

教育資金一括贈与に係る贈与税非課税措置は、利用実態や格差固定化の懸念、教育無償化等の拡充、NISAの拡充等を踏まえ、適用期限(8年3月末)は延長しない。

また、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書における個別企業名の公表については、具体的に検討を進める。

賃上げ促進税制については、足元の賃上げの状況のほか、内部留保・現預金等が積み上がる中、コーポレートガバナンス改革に基づいた投資促進の要請や、税制が中小企業の人手不足を助長しかねない状況も踏まえ、大企業向けの措置を廃止する。中堅企業向けの措置は、物価を上回る安定的な賃上げに向けた、適切なインセンティブ機能を発揮する観点から要件を見直し、9年度に廃止、教育訓練費にかかると乗せ措置については、教育訓練費の増加額を控除額が上回るという会計検査院の指摘も踏まえ、中小を含め廃止する。

設備投資減税では、危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現するため、国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、大胆な設備投資に向けた税制を

創設する。米国関税措置の影響が広範な事業者に及んでいることを踏まえ、全ての業種を対象とすることとし、既存の税制では対象とならないような大規模かつ高付加価値の投資を推進する観点から、産業競争力強化法の確認手続きを経た設備投資計画に基づき取得した設備等を対象資産とする。即時償却または税額控除率7%建物、建物附属設備、構築物は4%を措置、11年3月31日までの間に設備投資計画につき産業競争力強化法の確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象とする。

また、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書における個別企業名の公表については、具体的に検討を進める。

賃上げ促進税制については、足元の賃上げの状況のほか、内部留保・現預金等が積み上がる中、コーポレートガバナンス改革に基づいた投資促進の要請や、税制が中小企業の人手不足を助長しかねない状況も踏まえ、大企業向けの措置を廃止する。中堅企業向けの措置は、物価を上回る安定的な賃上げに向けた、適切なインセンティブ機能を発揮する観点から要件を見直し、9年度に廃止、教育訓練費にかかると乗せ措置については、教育訓練費の増加額を控除額が上回るという会計検査院の指摘も踏まえ、中小を含め廃止する。

また、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書における個別企業名の公表については、具体的に検討を進める。

2026年2月1日—3月31日 (当日必着)

論文等の範囲: 租税法、租税制度、租税論、税務行政、税理士制度及び税務会計に関するもの(テーマは自由)。
選考: 学識経験者で構成する選考委員会において、論理性、実証性、獨創性を基準に選考を行います。
表彰: 2026年7月の日本税理士会連合会定期総会にて行います。
賞金: 入選10万円~最優秀150万円
応募要領: 下記Webサイトにてご確認ください。

日税研究賞 検索

<https://www.jtri.or.jp/award/application/>

選考委員長: 中里実(東京大学名誉教授)・神野直彦(東京大学名誉教授)・村井正(関西大学名誉教授)

お問い合わせ先
公益財団法人日本税務研究センター「日税研究賞」係
〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館1階 TEL:03-5435-0912

日税研究賞

第49回

論文・著書募集

共催: 日本税理士会連合会 / 公益財団法人日本税務研究センター

所得税調査等の状況

追徴税額が過去最高の1431億円

AI活用し効率的に調査対象を選定

国税庁は12日、令和6事務年度における所得税調査等の状況を公表した。選定にAIを活用するなど効率的に調査対象を選び、「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた調査等を行った結果、追徴税額は前事務年度比2.4%増の1431億円で過去最高となった。

所得税の調査等の合計件数は、同21.7%増の73万6336件と増加。このうち、「実地調査」の件数は、同1.3%減の4万6896件と減少した一方、行政指導（文書・電話）や署内調査（税務署での面接等）による「簡易な接触」は、同23.7%増の68万9440件と増加した。

調査等の申告漏れ等増の68万2181件、署内調査は同6.6%増の72万5959件となった。このうち、「実地調査」の件数は、同1.3%減の4万6896件と減少した一方、行政指導（文書・電話）や署内調査（税務署での面接等）による「簡易な接触」は、同23.7%増の68万9440件と増加した。

調査等の申告漏れ等増の68万2181件、署内調査は同6.6%増の72万5959件となった。このうち、「実地調査」の件数は、同1.3%減の4万6896件と減少した一方、行政指導（文書・電話）や署内調査（税務署での面接等）による「簡易な接触」は、同23.7%増の68万9440件と増加した。

医療介護保険の負担に金融所得を反映へ

応能負担を徹底、年末までに結論

高市早苗首相は5日、同日開催された経済財政諮問会議で、後期高齢者等の保険料を念頭に、現在は保険料の賦課対象とされていない金融所得を反映させるなどの応能負担の徹底等に関する具体的な制度設計を行うよう関係閣僚に指示し、年末までに結論を得た。

高市早苗首相は5日、同日開催された経済財政諮問会議で、後期高齢者等の保険料を念頭に、現在は保険料の賦課対象とされていない金融所得を反映させるなどの応能負担の徹底等に関する具体的な制度設計を行うよう関係閣僚に指示し、年末までに結論を得た。

9億円となっている。実地調査の1件当たりの平均実地調査日数は8.8日で、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象とした特別調査・一般調査は10.3日、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に短期間で行う着眼調査は3.6日だった。

このほか、消費税個人事業者の調査等の状況は、インボイス導入に伴い課税事業者が増加したことにより、簡易な接触を活用して幅広く対応した結果、調査等の件数は前年の1.5倍の18万5210件と大幅に増加した。

このほか、消費税個人事業者の調査等の状況は、インボイス導入に伴い課税事業者が増加したことにより、簡易な接触を活用して幅広く対応した結果、調査等の件数は前年の1.5倍の18万5210件と大幅に増加した。

0件と大幅に増加した。内訳は、実地調査が同5.1%増の2万7928件、簡易な接触は同1.6倍の15万7282件となっている。申告漏れ等の非違件数は同30.7%増の10万1323件、追徴税額は同0.5%減の421億円だった。

同庁は、実地調査の選定に5事務年度から本格的にAIを導入。同庁が構築した予測モデルと国税組織が保有するさまざまな資料等を基に、高額・悪質な不正計算が想定される申告漏れの可能性が高い納税者等を的確に絞り込んで実地調査先を選定している。この取組みが、過去最高の所得税の追徴税額につながった。

同庁は、実地調査の選定に5事務年度から本格的にAIを導入。同庁が構築した予測モデルと国税組織が保有するさまざまな資料等を基に、高額・悪質な不正計算が想定される申告漏れの可能性が高い納税者等を的確に絞り込んで実地調査先を選定している。この取組みが、過去最高の所得税の追徴税額につながった。

とした調査事務運営を推進し、調査必要度の高い納税者には深度ある実地調査を行うとともに、添付漏れや計算誤りなどが見込まれる納税者には行政指導及び署内調査を行うなど、コンプライアンスリスクに合わせた最適な接触方法により、効率的に調査を行っていく方針だ。

また、同庁では、前事務年度に引き続き「富裕層」「海外投資等を行っている個人」「インターネット取引を行っている個人」「無申告者」「消費税の還付申告者」「所得税の不正還付申告」に対して重点的に調査に取り組んだ。

また、同庁では、前事務年度に引き続き「富裕層」「海外投資等を行っている個人」「インターネット取引を行っている個人」「無申告者」「消費税の還付申告者」「所得税の不正還付申告」に対して重点的に調査に取り組んだ。

調査対象者は、A国（アジア）の外国人（X社の代表者であり、国外送金調書等の分析により、X社からの役員報酬や配当の収入が見込まれたため調査選定した。

調査着手し、調査対象者及びX社の概況聴取を行うとともに、調査対象者の預金口座等やX社の財務諸表の提示を受け、これらを検討した結果、X社から役員報酬や配当として国外送金を受けていた事実を把握した。これに対し、調査対象者がら、受け取った役員報酬や配当に対する税金はA国で納付すれば日本での申告・納税は不要であるとの主張があった。

調査着手し、調査対象者及びX社の概況聴取を行うとともに、調査対象者の預金口座等やX社の財務諸表の提示を受け、これらを検討した結果、X社から役員報酬や配当として国外送金を受けていた事実を把握した。これに対し、調査対象者がら、受け取った役員報酬や配当に対する税金はA国で納付すれば日本での申告・納税は不要であるとの主張があった。

そのため、日本及びA国の滞在日数などを基に調査対象者の日本における納税義務を検討した結果、日本の居住者（非永住者）に該当すると判断した。その後、調査対象者に対して、居住者（非永住者）に該当する旨及び国外から送金された国外源泉所得も課税所得となる旨を説明し、A国への納税に係る外国税額控除を適用した上で、調査額に基づく修正申告書の提出を受けた。

所得税（6年分）の申告漏れ所得金額は約10億9900万円、加算税を含む追徴税額は約3億3300万円だった。

所得税（6年分）の申告漏れ所得金額は約10億9900万円、加算税を含む追徴税額は約3億3300万円だった。

この譲渡益や配当等の金融所得は、確定申告の有無（申告不要を選択した場合、源泉徴収により課税関係が完了）により、保険料等の多寡が変わる構造となっている。

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

ある財政制度等審議会が2日にまとめた8年度予算の編成等に関する

国税庁の幹部に聞く

審議官(国際等担当) 武田 一彦

——最近の税務当局間の国際協力の動向についてお聞かせください。

近年、経済社会のグローバル化・デジタル化の進展に伴い、国際課税の重要性が高まっています。税務執行面でも、課税・徴収が複雑・困難化する中、当局間の国際的な連携・協力の強化が不可欠です。

国税庁では、資料・情報の積極的な収集・活用を努めるべく、租税条約に基づく情報交換(EOIR)等の様々なツールを活用しながら事案に対処しています。また、富裕層や国際的な租税回避への対応を重点課題として掲げ、海外への資産隠し等に適切に対処するための調査を積極的に実施しています。国際的な二重

課税等の問題の予防・解決を図る手段である相互協議についても、税の安定性の観点からその重要性は増しており、引き続き各国税務当局の協力も得て、処理の促進に向けて様々な努力を行っています。



ただ、かずひこ 平成4年大蔵省(現財務省)入省、22年大官房総務課長、26年大臣官房文書課企画調整室長、27年国税庁調査課長、令和3年仙台国税局長、5年国税庁調査課長、6年OECD租税犯罪等タスクフォース議長(現職)、7年7月から現職。

国際会議に積極的に参加、各当局間と情報共有し連携強化

とした自動的情報交換について、利活用の方針や最近の国際的な議論に対応した国内の動向についてお聞かせください。

2014年にOECDが公表したCRS(Common Reporting Standard: 共通報告基準)については、現在、100カ国超の税務当局が当基準に従った金融口座情報の交換を毎年実施しており、国税庁は、2023事務年度には、日本居住者のCRS情報約246万件を93カ国・地域の税務当局から受領し、外国居住者のCRS情報約51万件を80カ国・地域の税務当局に提供しています。

また2022年には、OECDにおいて、非居住者に係る暗号資産等取引情報を税務当局間で定期的に交換するための国際基準であるCAARF(Crypto-Asset Reporting Framework: 暗号資産等報告枠組み)が策定・公表され、現時点で約70カ国・地域がこの枠組みに従った情報交換を開始することを表明しています。併せてCRSについても、一定の電子マネー商品が報告

対象に追加されるなどの改訂が行われました。我が国においても、2024年度法制改正により、国内に所在する暗号資産交換業者等から非居住者の暗号資産等取引に関する情報の報告を受ける制度を導入することも、CRS報告制度についても、必要な見直しを行ったところです。改正後の法令は、2026年1月から施行され、2027年9月末までに初回の情報交換を行う予定であり、現在、その円滑な実施に向け、制度の周知・広報やシステム開発に取り組みしています。

例えば、OECD税務長官会議(FTA: Forum on Tax Administration)は、税務行政上の課題について知見の共有や意見交換を行うため、OECD租税委員会(CFA: Committee on Fiscal Affairs)の下に設置された、税務当局の長官級のグローバルなフォーラムであり、現在OECD加盟38カ国及び非加盟16カ国・地域が参加しています。

2025年11月には南アフリカで第18回FTA本会合が対面開催され、「タックスギャップへの対応とコンプライアンス負担の軽減をテーマに、デジタル・トランスフォーメーションによる納税者利便性の向上、自発的納税意欲の向上、租税犯罪リスク等について、各税務当局の長官クラス間で意見交換等が行われました。次回第19回会合は、ブラジルにて開催予定です。

また、アジア・太平洋地域では、19カ国・地域の税務当局からなる税務長官会合(SGATAR: Study Group on Asia-Pacific Tax Administration and Research)が開催されています。2025年9月にはオーストラリアにて第54回年次会合が開催され、租税犯罪への取組、税務行政におけるAIの活用等について議論が行われました。次回第55回会合は、シンガポ

ルにて開催予定です。さらに、アジア地域においては、2021年11月に、OECDの「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」が、アジア開発銀行等のサポートを受けつつ、同地域における税務当局間の情報交換等の促進を目的として、アジア・イニシアティブという地域会合を立ち上げています。現在、日本を含む18カ国・地域及び6つの国際機関が参加し、毎年2回ほどハイレベル会合を開いて意見交換を行っています。本イニシアティブは、2026年から日本が共同議長国となり、来年6月の第10回ハイレベル会合は東京で開催する予定です。

OECD・TFTCの議長としての活動についてお聞かせください。

グローバル化・デジタル化が進展する中、租税犯罪に各国当局が連携して対応することの重要性が高まっています。OECDの「租税犯罪等タスクフォース(TFTC: Taskforce on Tax Crime and Other Financial Crimes)」は、前述の租税委員会(CFA)に属し、租税犯罪及びその他の金融犯罪について、各国当局のハイレベルが執行面から議論等を行う重要な国際会議です。このTFTCの議長に、2024年5月、

議長を務めるTFTCは71カ国から約200人が参加し、各国税務当局との幅広いネットワークを活用し、行政調査と犯罪調査の双方の観点から、効果的な税務執行に取り組んでいきたいと考えています。

デジタル課税に係る議論及び日本の対応等についてお聞かせください。

2021年10月、OECD及びG20のBEPS(包括的枠組み(TF: Inclusive Framework))で、第1の柱と第2の柱から成る合意が取りまとめられました。第1の柱のうち「利益A」は、グローバル企業グループが物理的拠点(いわゆるPE)なしに活動する市場国に対して新たな課税権を配分するものです。

第1の柱のうち「利益B」は、「基礎的マーケティング・販売活動」等の一定の基準を満たした取引に対して独立企業原則の適用の簡素化・合理化を目的とするものです。2024年2月にOECD移転価格ガイドラインが改定・公表され、各国は、2025年1月以降に開始する事業年度における自国内の適用対



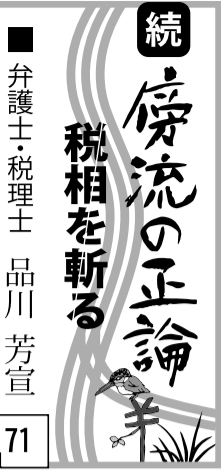
議長を務めるTFTCは71カ国から約200人が参加し、各国税務当局との幅広いネットワークを活用し、行政調査と犯罪調査の双方の観点から、効果的な税務執行に取り組んでいきたいと考えています。

私が非西欧諸国から初めて選出されました。現在、議長国日本のリーダーシップの下、最新の租税犯罪等の動向や有効な捜査手法に関する情報共有等を行うとともに、各国当局間のネットワーク・連携強化等に積極的に取り組んでいます。

議長として、より多くの当局が効果的に連携等できるよう、包括性(Inclusiveness)や地理的バランス等を重視した会議運営に努めています。直近では、2025年10月にパリで対面会議を開催しました。OECD加盟38カ国に加え、いわゆるグローバル・サウスを含む計71カ国から約200名の参加を得ました。さらに、前述のFTA等の国際会議にも、組織的なサポートを得て、国税庁の国際担当責任者としてだけなく、TFTCの議長として積極的に参加・貢献しています。

象取引に対して、利益Bの適用を選択できることとされています。我が国においては、今後、国際的な議論や各国の動向を踏まえて対応を検討し、当面は実施しないこととされていますが、我が国企業の進出先国が利益Bを実施する場合については、我が国の現行法令及び租税条約の下、国際合意に沿って対応することとなり、2025年6月に我が国における取扱いをまとめたFAQを国税庁ホームページに公表しております。

第2の柱であるグローバル・ミニマム課税は、所得合算ルール(IIR)、軽減課税所得ルール(UTPR)、国内ミニマム課税(QDMTT)の3つのルールから構成されています。我が国では、2023年度法制改正においてIIRが、2025年度法制改正においてUTPR及びQDMTTが法制化されました。IIRについては、2024年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用されることから、これまで法令解釈通知、Q&A等を公表するにとどまらず、経済団体等に対する説明会を実施してきたところです。今後も積極的な制度の周知・広報を進めるとともに、今後公表される執行ガイドラインや追加の法制改正等も踏まえて適切に対応していきたいと考えています。



■弁護士・税理士 品川 芳宣

71

税理士は、税理士の使命を果たすため、他人の求めに応じ、租税に關し、税務代理、税務書類の作成又は税務相談を行うことを業とするが、このような業務は税理士及び税理士法人が独占的に行うこととなっている(税理士法52)ので、その業務の範囲が明確でなければならぬ。

この点、税理士法2条1項は、税理士は、他人の求めに応じ、租税(印紙税、登録免許税等を除く)に關し、次に掲げる業務を行うことを業とする定めている。

① 税務代理(税務官公署に対する租税に關する法令の規定に基づく申告、申請、請求、不服申立てにつき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に關し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること)

② 税務書類の作成(税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に關する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類を作成すること)

③ 税務相談(税務官公署に対する申告等、前記①に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に關し、租税の課税標準等の計算に關する事項について相談に応ずること)

また、税理士法2条2項は、前記①から③のほか、「税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に關する業務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその業務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。」と定めている。

これらの税理士法上の「税理士の業務」については、税理士の業務においていくつかの問題点を指摘できる。まず、前記①にいう、「不服申立て又は税務官公署の調査若しくは処分に関

税理士制度② 税理士の業務

する主張・陳述」を税理士が代理するということは、まさに、納税者の税務官公署の調査・処分に対する不服を代弁することであるから、およそ税理士法1条が言うような「公正な立場」に立つことはできないはずである。

そもそも、租税法主義の内容の一つに、「適正争訟手続の原則」なるものがあるがそれは、租税法の解釈・適用においては、納税者と税務官庁との間の見解の対立が生じるから、その対立が適正に解決されるように、適正な争訟手続を保障しているからにはかならない。その点でも、税理士法1条と2条1項との関係は、再検討を要するようにも考えられる。なお、前記②にいう「不服申立書の作成」についても、同じことが言えるはずである。

次に、税理士の業務において最も考えさせられることは、前記③にいう「税務相談」の範囲についてである。税理士法2条1項3号は、「税務相談」の範囲を前記③のよ

うに「申告書等の作成に關する租税の課税標準等の計算に關する事項」に限定しているが、それは、税理士を規制するために必要なかもしれないが、あまりにも実務と遊離しているものと考えられる。そもそも、納税者側からすると、税理士は税務に關する高度な専門家であるから、何でも教えてもらえぬ(相談できる)と思っ

はそれだけでは主要事実を証明できない証拠です。間接事実の積み重ねにより、要件事実を推認する場合には、その要件事実の推認自体が合理的かということの検証も必要です。これらのほか、証拠の信用性(例えば、文書の成立など)を判断するために役立つ証拠を「補助証拠」といい、補助証拠によって証明できる事実を補助事実といいます。

証拠は、通常、書証(文書)や人証(申述)によって構成され、一般に文書は申述よりも証拠力が高いといわれます。例えば、「契約をした」や「支払をした」と申述しても、それだけで契約締結の事実や支払のあった事実が認定されることはまずありません。逆に、成立の認められる契約書の作成や領収証があれば、特段の事情がない限り、契約締結の事実や支払のあった事実が認定されることとなります。帳簿等は、その慣習性から証拠としての信用性が高く、請求書は、請求した事実の証明力は強いものの、それに記載されている内容についての証明力は弱いとされます。日記や手帳も証拠となりますが、一般に作成者にとって不利益な事実の内容は信用性が高いとされ、他方ほとんど記載がなく要件事実(争いのない事実)だけが記載されている場合は、信用性が低いとされます。

税務調査の際、必要経費が否認されるといったことは、決して少なくありません。多くの裁判例でも示されているとおり、科目でいえば接待交際費の範疇である飲食代や遊興費の類は、領収証など支払事実を証明するだけでは必要経費と認められないのが現状です。ですから、まずは要件事実を示す証拠を保存し、否認されないよう配慮すべきでしょう。

必要経費を否認されないように証拠の保存を

直接証拠や間接証拠、補助証拠など

必要経費を考える

■税理士 日高 大開

11

必要経費と証拠の保存(2)

税務調査のポイントは、帳簿書類とその他関係書類です。ただし、これらは、全て過去の事実を記録したものです。過去の事実は、現時点では見ることはできず、また、その事実を直接経験しない限り、現時点では分からないことです。つまり、税務調査では、現時点では見ることができない過去の事実(要件事実)が、現在見ることのできる証拠に基づいて認定(事実認定)されるのです。そのため、事実認定には、①証拠に基づき経験則(証拠の真実性を判断したり、ある事実からある事実を選別する機能)に則った適切な判断と、②その判断の経緯と結果を的確に説明できることが求められます。

税務調査での事実認定の手法は、要件事実を直接証拠から認定をし、また、間接事実から推認するなどです。それゆえに、必要経費の否認を受けないために、証拠の保存が重要となるのです。直接証拠は、要件事実の存在を直接証明できる証拠です。直接証拠がある場合にはそれが信用できるものである限り、直ちに主要事実を認定できます。一方、直接証拠がない場合は、間接事実から要件事実を認定することになります。間接事実とは、間接証拠によって証明できる事実をいいますが、間接証拠

精麦・精米・倉庫業(精麦部)
太平洋セメント株式会社特約店(建材部)
出光昭和シェル特約店(石油部)
アストモスエネルギー株式会社特約店(ガス部)
陸運局長指定自動車整備工場(自動車整備部)

阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

本社 新潟県加茂市岡ノ町5番5号
TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678
精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143代 FAX 025(375)5263
石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2875
西加茂給油所……TEL 0256(52)2137
加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603
ガス部……TEL 0256(52)1168代 FAX 0256(53)3144
建材部……TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678
自動車整備工場……TEL 0256(52)1985代 FAX 0256(52)3012

地域に拓き、貢献する

優良企業

私たちにしか出来ないものをカタチに

事業内容：家電製品の各種機能部品、水関連製品の設計、製造、及び販売



テクノエクセル株式会社

〒382-0097 須坂市大字須坂字八幡裏1588
TEL：026-245-0121(代表)



裁決事例集

267

裁決のポイント

日常生活の状況やマンションの利
用の実態等を総合的に考慮し、居住
用財産を譲渡した場合の3000万
円の特別控除の特例に規定する「そ
の居住の用に供している家屋」には
該当しないとされた事例。

審査請求人が、譲渡所得の金額の計算
に当たり居住用財産を譲渡した場合の3
000万円の特別控除の特例を適用して
確定申告をしたところ、原処分庁の調査
を受け、当該特例の適用はないとして修
正申告をしたが、その後、当該特例の適
用があるとして更正の請求をしたのに対
し、原処分庁が、更正をすべき理由がな
い旨の通知処分をしたことから、請求人
が、当該通知処分の全部の取消しなどを
求めた。国税不服審判所は、請求人の日
常生活の状況や本件各マンションの利用
の実態等を総合的に考慮すると、本件特
例に規定する「その居住の用に供してい
る家屋」には該当しないと判断し、請求を
棄却した(令和6年10月1日付、非公開
裁決)。

関係法令

租税特別措置法(平成30年法律第7号
による改正前のもの)第35条(居住用財
産の譲渡所得の特別控除)第1項(以下、
「本件特例」という)は、個人の有する
資産が、居住用財産を譲渡した場合に該
当することとなった場合には、その年中
にその該当することとなった全部の資産
の譲渡に対する措置法第31条(長期譲渡
所得の課税の特例)第1項又は措置法第
32条(短期譲渡所得の課税の特例)第1
項に規定する譲渡所得の金額から300
0万円を控除する旨規定している。

真に居住の意思を持っていたと認められず、居住用財産譲渡の特別控除の適用不可

編集部編

事案の概要

請求人は、平成17年9月12日にXマン
ションを3600万円、26年2月28日
にYマンションを2480万円、26年
6月30日にZマンションを5640万円
でそれぞれ取得する旨の不動産売買契約
を締結し、請求人に所有権移転登記がさ
れた。各マンションはすべて、リフォーム
△工事が行われて賃貸され、各マンショ
ンを売却する旨の不動産売買契約を締結
し、請求人から他者に所有権移転登記が
された。マンションは譲渡するまで賃貸
されていた。

請求人は、22年3月頃から28年11月2
日まで○○○を賃借し、同年11月11日
から30年3月14日まで△△△を賃借し
ていた。
請求人は30年2月13日、29年分の所得
税等について、各マンションの各譲渡に
係る譲渡所得の金額の計算上、本件特例
を適用して確定申告をした。

請求人は、29年分の所得税等について、
原処分庁による調査を受け、令和3年11
月18日、本件譲渡所得の金額の計算上、
本件特例の適用はないとして原処分庁へ
修正申告をした。

原処分庁は、本件修正申告により納付
すべき税額を基礎として、平成29年分の
所得税等に係る過少申告加算税及び重加
算税の各賦課決定処分をした。

請求人は、29年分の所得税等について、
本件譲渡所得金額の計算上、本件特例の
適用があるとして、更正の請求をした。
原処分庁は、更正の請求に対して、更
正をすべき理由がない旨の通知処分をし
た。

請求人は、本件通知処分を不服として、
再調査の請求をしたところ、再調査審理
庁は棄却の決定をした。

請求人は、本件各賦課決定処分及び再
調査決定を経た後の本件通知処分に不服
があるなどとして、審査請求をした。

争点は、各マンションは、租税法第35
条第1項の特例に規定する「その居住の
用に供している家屋」に該当するか否か。

請求人の主張

請求人は、生活のための住宅として各
マンションに居住していたのであるから、
各マンションは、いずれも本件特例
に規定する「その居住の用に供している
家屋」に該当する。請求人は、各マンショ
ン以外にも、実家と○○○に宿泊まり
して、大半を実家で生活していたが、
実家は、両親の世話と看病のために宿泊
まりしていたにすぎず、外国に住んでい
る親族が日本に来た時の滞在場所とする
ためや離婚した夫の荷物を置いておくた
め、郵便物の転送先とするため等の理由
から借りていたのであり、親族が滞在場
所として使用していない時には、スペイ
ン語の勉強のための大学等の講座に通う
ために宿泊まりしていたにすぎない。

審判所の判断

Xマンションは、売却されるまでの約
7年間のうち約5カ月間を除いて賃貸さ
れており、一つの賃貸借契約終了から次
の賃貸借契約開始までの期間も約3カ月
と短い。Yマンションは、請求人が所有
していた約3年間のうち約5カ月間を除
いて賃貸やリフォーム工事がされてい
た。Zマンションの取得後、請求人は、
間もなく売却準備を開始し、約2カ月後
に新築後未入居の物件として売却した。

また、請求人が各マンションに居住し
ていたと主張する各期間において、電気、
水道及びガスの契約や使用量から請求
人が各マンションにおいて日常生活上の
行為を全く又はほとんど行っていないか
ら、郵物も別の場所に転送されてい
たことなど、請求人の日常生活の状
況や各マンションの利用の実態等を総合
的に考慮すると、請求人は、各マンショ
ンについて、真に居住の意思を持ってい
たとも、客観的にもある程度の期間継続
して生活の拠点としていたとも認められ
ない。

したがって、各マンションは、いずれ
も本件特例に規定する「その居住の用に
供している家屋」には該当しない。

注目の二冊

譲渡所得の実務と申告

(令和8年版)

新井宏／大井賀津子／大竹泰彦
神田福男／熊崎美杉／三浦賢二共著

土地建物等の譲渡所得を中心に譲渡所
得の計算方法や課税の特例、申告の仕方
等について、最新の法令・通達(令和7
年12月現在)によって解説。納税者の方
々が自分で確定申告ができるように申告
書記載例を多数収録し、公共事業に伴う
収用等の際の事前協議の方法も詳解。
また、配偶者居住権・配偶者敷地利用
権に係る建物・土地等についての取得費
や、低未利用土地等を譲渡した場合の長
期譲渡所得の特別控除について詳細に解
説。

さらに、被相続人の居住用財産の譲渡
所得の特別控除、居住用財産を譲渡した
場合の特例、株式譲渡益課税制度、公益
法人等に財産を寄附した場合の承認手
続、公共事業の事前協議の仕方などに
ついて解説。

具体例に即した「開発許可の条件とし
て寄附した土地の取得費算入」「収用等
の場合の5000万円控除の特例の適用
の撤回」「持分の異なる家屋とその敷地
を譲渡した場合」など、質疑応答を69問
掲載。

B5判、832ページ。定価4730
円(税込み)。申し込みは、(一財)大
蔵財務協会販売局(TEL.03-3829-4
141、FAX.03-3829-4001)。



事業目的

- 製パン・製菓材料卸
- 一般食品の販売
- 食品関連商品及び機器の輸出入

HSK

ホクト商事株式会社

- | | |
|-------|--|
| 本社 | 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目20番21号
TEL.052-582-7251(代) FAX.052-581-2777 |
| 中部事業部 | 〒455-0032 名古屋市港区入船1丁目3番15号
TEL.052-659-6256(代) FAX.052-659-6255 |
| 関西事業部 | 〒563-0035 大阪府池田市豊島南一丁目15番19号
TEL.072-760-2411(代) FAX.072-760-2417 |
| 関東事業部 | 〒177-0041 東京都練馬区石神井町八丁目53番28号
TEL.03-5372-6061(代) FAX.03-5372-6071 |
| 北陸事業部 | 〒925-0125 石川県羽咋郡志賀町西山台1丁目10番地
TEL.0767-32-6010(代) FAX.0767-32-6011 |
| 九州事業部 | 〒818-0101 福岡県太宰府市観世音寺一丁目18番28号
TEL.092-921-0045(代) FAX.092-921-0031 |

北国津軽が育んだ、手造りのお酒



豊益醸造元 三浦酒造株式会社

〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1
TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

ふるさと納税 ヨコクな返礼品を探る

■編集部編 11

東京都内でもユニークな返礼品を提供している自治体はある。最近、家族などで工場見学をすることが人気になっているが、それを取り入れている自治体がいくつか都内にはあり、今回はそのうちの東村山市を取り上げる。

同市は東京都の北西部に位置し、多摩地域で唯一の国宝建造物などの文化遺産が伝える歴史の町であり、市内に9つの駅を擁し、都心へも短時間でアクセス可能な利便性の町であり、東京都でありながら、豊かな自然を兼ね備えた生活都市であり、自己実現を図りながら快適な暮らしができる町であるとPRしている。

ふるさと納税の返礼品は、緑豊かな地で育った果実や都内では数少ない酒蔵、ソース、納豆等の製造会社の個性豊かな商品が中心で、寄附者の食や生活に彩りを添えるものとしている。

このうち、ソースということであれば、地元ソースメーカーにおいて、工場見学とソース作り体験を実施

工場見学とソース作りを体験

東村山市「とんかつ弁当」にかけて

している。

体験では、メーカー秘伝の野菜スープに国産りんごクリーム、デーツ果汁、トマトペースト、数種類のスパイスに、自分好みで砂糖、お酢をブレンドし、自分好みの「オリジナルソース」を作ることが出来る。出来立てのソースは、メーカーに隣接している「森のキッチン」で作った、ソース作り体験者だけが食べることのできる特別な「とんかつ弁当」にかけて食べる。グループで参加すれば、味比べなども楽しめる。

作ったソースは瓶詰し、オリジナルのラベルを貼り、2本を持ち帰ること可能だ。

ソース作り体験の前には、敷地内にある「星のトンネル」から工場見学をすることになる。体験後には直売所で、メーカー製造の「ソース」「クラフトコーラシロップ」「ドレッシング」「焼肉のたれ」などをお土産として購入することが出来る。

体験と見学は月に3~4回平日に開催、時間は10時~11時半。2名分のチケットを郵送するので、手ぶらで参加可能だとしている。

この地元メーカーは、先に紹介した、ソース・焼肉のたれ・つゆ・東村山ご当地グルメ「東村山黒焼そばソース」などの開発等を手掛けており、保存料などを使用しない「安心で安全な調味料」を製造している。

データで見る 税務争訟

■税理士 柳谷 憲司

11

補佐人 就任率等

平成13年の税理士法改正により、裁判所の許可を得ずして弁護士と共に裁判所に出席して陳述することが出来る補佐人制度が創設されましたが、今回は、税務訴訟資料から、訴訟で税理士が補佐人に就任した割合と本人訴訟に関するデータをみてみたいと思います。

ルコレクションで閲覧することができ、平成19年(第259号)から令和5年(第273号)までの分は国税庁ホームページで閲覧することが出来ます。表は、国税庁ホームページで閲覧可能な課税関係判決の税務訴訟資料について、当事者の表示欄に掲載されている情報を確認し、税理士補佐人、補佐人、訴訟代理人が付いていない(本人訴訟)件数を集計したものです。

課税関係訴訟での補佐人 就任率は18%

24%が弁護士を付けない本人訴訟

(単位:件)

年	判決件数	補佐人 税理士	補佐人	本人訴訟
H19	1	—	—	—
H20	255	44	4	48
H21	242	46	3	53
H22	242	34	3	85
H23	259	47	3	61
H24	560	100	4	146
H25	244	54	1	59
H26	202	37	—	43
H27	195	31	1	39
H28	171	27	—	39
H29	156	25	—	29
H30	118	22	—	32
R 1	137	27	—	31
R 2	142	34	1	24
R 3	149	28	—	40
R 4	147	19	—	41
R 5	119	19	—	37
総計	3,339	594	20	807

・39%という結果になりました。この割合に対する評価は人それぞれだと思いますが、日税連が公表している「第7回税理士実態調査報告書」によると、過去に補佐人に就任したことがあると回答した者は、2万6738人中2177人(0.8%)であり、税理士業務の中では補佐人としての仕事は特殊な領域の仕事と言

事には特別な領域の仕事と言えらるかと思えます。(本人訴訟率) 「現在の訴訟はますます専門化され技術化された訴訟追行を当事者に対して要求する以上、一般人が単独にて十分な訴訟活動を展開することはほとんど不可能に近い」(最判昭和44年2月27日)とされますが、民事訴訟では弁護士を代理人に付けることは強制されて

いません。表から本人訴訟率を計算すると、24・17%でした。最高裁が公表している「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第11回)」によると、行政事件訴訟で被告側のみに訴訟代理人が選任された割合は28・9%ということですが、税務訴訟は行政事件訴訟の中では若干割合が低くなっ



太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5年度の航空機燃料税の課税額になります。

答え = A B C 億円

ナンプレの予想難易度: 10

		1	6	2	8	
				8		9
3		4	7		5	
B	3			7	6	5
1		7	6	A	4	8
		6	5		3	7
		6			3	1
7				2		7
	4		1	7	2	

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 12月21日(日)

前回の答え 1兆 8 6 5 億円

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研介
高松市福田町13番地3
TEL (087)821-3913

真中で未来を築いていく
上坂会計グループ

税務の申告と相談は

税理士法人 上坂会計

公認会計士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州
税理士 倉田 一寿
行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176
福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245
小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

ガンバ大阪と租税教室など

遠藤保仁氏と明神智和氏がゲスト

大阪・門真税務署(増田歌織署長)と公益社団法人門真納税協会(竹本陽一会長)はこのほど、大阪府立四條阪高等学校校体育館で、サッカーJ1のガンバ大阪と共同でサッカー教室と租税教室を開催したII写真。

これは税を考える週間イベントの一環で開催したもの。元日本代表でガンバ大阪コーチの遠藤保仁氏と明神智和氏がゲストとして招かれ、同校の学生ら約100人が参加した。租税教室では、同署総務課の植尾真人補佐が講師を務め、「税の意義、税の種類、国の財政と現状と課題、国の職場紹介」などに



ついて分かりやすく紹介。サッカー教室では両コーチの指導の下、学生たちは白熱したゲームを展開し、大いに盛り上がった。

両コーチからは、「元気がよく楽しくやってくれていたの、僕ら自身も楽しくできました」と、税を学ぶ有意義な時間だったとの感想が聞かれた。

東法連が調査部署管法人セミナー
比田勝部長らが講演
一般社団法人東京法学会連合会(斎藤保会長)は12月4日、ベルサール飯田橋駅前イベントホールで、東京国税局担当官による「令和7年度第1回局調査部署所管法人セミナー」を開催した。

同日は、約170人が参加し、第一部では同局調査第一の比田勝隆博部長が「大規模法人に係る調査部署の取組及び国際協調と潮流」をテーマに講演したII写真。

比田勝部長は、調査部署の組織・概要をはじめ、大企業の適正申告に向けた自発的な取組みを後押しするための協力的手法や税務に

の銘柄「木曾路」がそれぞれ受賞し、中村検局長から表彰状等が授与されたII写真。

鑑評会には173の製造場から吟醸酒の部に121点、純米吟醸酒の部に150点、純米酒の部に79点の出品があった。審査の結果、すべての部門で最優秀賞1場、特別賞2場が選ばれたほか、吟醸酒

の部で41場、純米吟醸酒の部で51場、純米酒の部で29場が優秀賞を受賞した。

令和6酒造年度は酒造りの最盛期となる1~2月にかけて、気温が安定せず、難易度の高い技術が求められる年だったが、研鑽を積んだ技術が発揮され、優れた品質のお酒が数多く出品された。

また、8年9月30日最初の申告期限を迎える所得合算ルール(IIR)の初回申告に向けての留意点と、BEPSPプロジェクト以降の国際的な協調と潮流についても詳しく解説した。

第二部では、同部調査課の田村世樹主任が「令和7年度税制改正について」と題して、同部調査開発課の

西村大輔情報技術専門官が「電子帳簿保存制度の留意点」と題して、同部国際調査管理課の杉山孝国際税務専門官が「国際課税に関する実務上の留意点」と題して、それぞれ講演した。

また、同10日の「女性スクール」には青甲会をはじめ、法人会、間税会、納税貯蓄組合連合会の女性部員・部会員らが参加した。

第一講座では、北九州市立戸畑図書館の眞藤修次館長による「はじめの俳句教室」を開き、参加者は俳句づくりを楽しんだ。

第二講座では、福岡国税局の緒方稔泰課税第一部長II写真IIを講師に招いて記念講演が行われ、「税について」のテーマで話した。

会場には「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」が併設され、来場者は同署の職員から説明を受けながら、キャッシュレス納付を模擬体験した。この後、「キャッシュレス納付説明会」を開催され、来場者は理解を深めたII写真。

青年・女性部会で久恵署長が講演
札幌南法人会
公益社団法人札幌南法人会青年部会(三寺

健吾部会長)・女性部会(上田美千子部会長)はこのほど、大同生命ビル会議室において、札幌南税務署の久恵茂樹署長を講師に「税務署長が語る! ちょっと知りたい税のおはなし」と題した講演会を開催したII写真。

久恵署長は、東京国税局で国税訟務官を経験した時の裁判所の様子や、国税では複雑化する環境の中、海外取引やシェアリングエコノミーを調査の重点項目として取り組んでいるなどと解説。

また、現在強く普及に努めているキャッシュレス納付の利便性と具体的な手続き方法を説明し、普及を呼び掛けた。

消費税完納推進でキャンペーン

荏原署と関係4団体

東京・荏原税務署(池谷仁署長)と税務関係4団体は11月14日、「消費税完納推進キャンペーン」を実施したII写真。

当日は、同署と荏原納税貯蓄組合連合会(宇佐美貞雄会長)、荏原間税会(小林孝雄会長)、品川都税事務所(藤浩之所長)、品川区役所の4団体から

23人が参加。同キャンペーンは、「税を考える週間」に合わせ毎年実施されており、荏原納税貯蓄組合連合会及

び荏原間税会の共同で開催は、今年で6回目を迎えた。

穏やかな秋晴れに恵まれた武蔵小山商店街で、エコバッグに入ったパンフレットなどの啓発グッズ600セットを通行人等に配布し、期限内の消費税納付及びキャッシュレス納付を呼び掛けた。

同署の池谷署長は冒頭のあいさつで、「令和5年10月からインボイス制度が始まり、新規の課税事業者が増えて

おります。消費税は滞納の新規発生額、滞納残高とともに、すべての税目占める割合が高くなっており、本日は、1人でも多くの方に期限内納付及び滞納の未然の呼びかけを行っていきたく思います」と述べた。

井税務署の駐車場で献血活動を実施した。

この活動は、社会貢献活動の一環として平成11年からスタートし、今回で30回目。

当日は、会員企業の役員や社員ら66人が献血に協力した。

山口・公益社団法人柳井法人会(西村公作会長)はこのほど、柳

献血活動に66人が協力
柳井法人会

「献血活動」は、社会貢献活動の一環として平成11年からスタートし、今回で30回目。

当日は、約170人が参加し、第一部では同局調査第一の比田勝隆博部長が「大規模法人に係る調査部署の取組及び国際協調と潮流」をテーマに講演したII写真。

比田勝部長は、調査部署の組織・概要をはじめ、大企業の適正申告に向けた自発的な取組みを後押しするための協力的手法や税務に

の部で41場、純米吟醸酒の部で51場、純米酒の部で29場が優秀賞を受賞した。

令和6酒造年度は酒造りの最盛期となる1~2月にかけて、気温が安定せず、難易度の高い技術が求められる年だったが、研鑽を積んだ技術が発揮され、優れた品質のお酒が数多く出品された。

「キャッシュレス納付説明会」を開催され、来場者は理解を深めたII写真。

青年・女性部会で久恵署長が講演
札幌南法人会
公益社団法人札幌南法人会青年部会(三寺



健吾部会長)・女性部会(上田美千子部会長)はこのほど、大同生命ビル会議室において、札幌南税務署の久恵茂樹署長を講師に「税務署長が語る! ちょっと知りたい税のおはなし」と題した講演会を開催したII写真。

久恵署長は、東京国税局で国税訟務官を経験した時の裁判所の様子や、国税では複雑化する環境の中、海外取引やシェアリングエコノミーを調査の重点項目として取り組んでいるなどと解説。

また、現在強く普及に努めているキャッシュレス納付の利便性と具体的な手続き方法を説明し、普及を呼び掛けた。

会場には「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」が併設され、来場者は同署の職員から説明を受けながら、キャッシュレス納付を模擬体験した。この後、「キャッシュレス納付説明会」を開催され、来場者は理解を深めたII写真。

青年・女性部会で久恵署長が講演
札幌南法人会
公益社団法人札幌南法人会青年部会(三寺

健吾部会長)・女性部会(上田美千子部会長)はこのほど、大同生命ビル会議室において、札幌南税務署の久恵茂樹署長を講師に「税務署長が語る! ちょっと知りたい税のおはなし」と題した講演会を開催したII写真。

久恵署長は、東京国税局で国税訟務官を経験した時の裁判所の様子や、国税では複雑化する環境の中、海外取引やシェアリングエコノミーを調査の重点項目として取り組んでいるなどと解説。

また、現在強く普及に努めているキャッシュレス納付の利便性と具体的な手続き方法を説明し、普及を呼び掛けた。

会場には「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」が併設され、来場者は同署の職員から説明を受けながら、キャッシュレス納付を模擬体験した。この後、「キャッシュレス納付説明会」を開催され、来場者は理解を深めたII写真。

青年・女性部会で久恵署長が講演
札幌南法人会
公益社団法人札幌南法人会青年部会(三寺

健吾部会長)・女性部会(上田美千子部会長)はこのほど、大同生命ビル会議室において、札幌南税務署の久恵茂樹署長を講師に「税務署長が語る! ちょっと知りたい税のおはなし」と題した講演会を開催したII写真。

久恵署長は、東京国税局で国税訟務官を経験した時の裁判所の様子や、国税では複雑化する環境の中、海外取引やシェアリングエコノミーを調査の重点項目として取り組んでいるなどと解説。

また、現在強く普及に努めているキャッシュレス納付の利便性と具体的な手続き方法を説明し、普及を呼び掛けた。

会場には「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」が併設され、来場者は同署の職員から説明を受けながら、キャッシュレス納付を模擬体験した。この後、「キャッシュレス納付説明会」を開催され、来場者は理解を深めたII写真。

青年・女性部会で久恵署長が講演
札幌南法人会
公益社団法人札幌南法人会青年部会(三寺

健吾部会長)・女性部会(上田美千子部会長)はこのほど、大同生命ビル会議室において、札幌南税務署の久恵茂樹署長を講師に「税務署長が語る! ちょっと知りたい税のおはなし」と題した講演会を開催したII写真。

久恵署長は、東京国税局で国税訟務官を経験した時の裁判所の様子や、国税では複雑化する環境の中、海外取引やシェアリングエコノミーを調査の重点項目として取り組んでいるなどと解説。

また、現在強く普及に努めているキャッシュレス納付の利便性と具体的な手続き方法を説明し、普及を呼び掛けた。

会場には「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」が併設され、来場者は同署の職員から説明を受けながら、キャッシュレス納付を模擬体験した。この後、「キャッシュレス納付説明会」を開催され、来場者は理解を深めたII写真。

青年・女性部会で久恵署長が講演
札幌南法人会
公益社団法人札幌南法人会青年部会(三寺

健吾部会長)・女性部会(上田美千子部会長)はこのほど、大同生命ビル会議室において、札幌南税務署の久恵茂樹署長を講師に「税務署長が語る! ちょっと知りたい税のおはなし」と題した講演会を開催したII写真。

久恵署長は、東京国税局で国税訟務官を経験した時の裁判所の様子や、国税では複雑化する環境の中、海外取引やシェアリングエコノミーを調査の重点項目として取り組んでいるなどと解説。

また、現在強く普及に努めているキャッシュレス納付の利便性と具体的な手続き方法を説明し、普及を呼び掛けた。

パスワード of AWES Clean

(空気) Air
(水) Water
(熱) Energy
(土) Soil

イクイップメントのサポート商社

昭栄 株式会社

●本社 〒541-0059 大阪市中央区博労町2丁目3番1号 TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947

●本店営業部 〒577-0815 東大阪市金物町6番10号 TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333

●支店 東京・大阪・四国・中国・福岡

●営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢 姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

NIPPLA

各種切断砥石

N.P.S

日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1

☎(075)956-1111(代)

おかげさまで 創業360周年 京都・老舗の総合流通サービス企業

さとうグループ

ネット予約サービス

「お中元」「お歳暮」「おせち」をはじめ、冬の味覚「かに」、丹波篠山市特産「黒大豆枝豆」、京都府舞鶴市発祥の京野菜「万願寺甘とう」など、季節に応じた商品のご注文を承っております。

※季節品承りを実施していない期間もございます。

スマートフォンはこちら →

カメラで右の二次元コードを読み取ってください。

パソコンはこちら さとうネット予約 検索

さとうグループ 本部/京都府福知山市東野町1番地 ☎0773(27)0100 検索 https://www.sato-kyoto.com/